

日本保健医療行動科学会
利益相反委員会規定

(設置)

第1条 日本保健医療行動科学会理事会（以下「理事会」という。）に、特別委員会として利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学会「利益相反に関する指針」に基づき、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一、本学会会員などの利益相反を適正に管理するための方策の立案
 - 二、利益相反申告書の管理
 - 三、利益相反申告書の開示及び公開
 - 四、疑義が発生した会員個人の利益相反状態にかかる調査
 - 五、疑義が発生した会員の利益相反状態にかかる調査結果の理事会への報告
 - 六、不服申し立ての受理、理事会への報告
2. 委員会委員が関与する事案が調査・審査の対象となった場合、当該委員は調査・審査業務に加わらないものとする。

(組織)

第3条 委員会は、理事4名をもって組織する。
2. 委員長は、委員の互選とする。

(任期)

第4条 委員の任期は理事の任期と同一期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2. 委員会は、委員の全員の出席をもって開催する。
3. 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員等の守秘義務)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を、正当な事由なくして他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
2. 第5条の規定により委員会に出席を求められた者及び委員会の事務を行う者についても、前項の規定を準用する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務局が行う。

(改廃)

第8条 この規定の改正又は廃止は、理事会の決議によらなければならない。

附則 本規定は、2023年6月17日から施行する。

理事会承認日：2022年11月23日